

## 重要なお知らせ（必ず内容を御確認ください）

令和2年5月

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課  
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

### 食品リサイクル法に基づく定期の報告について

#### 【今回のお知らせのポイント】

令和元年度分（令和2年6月末提出）以降の定期報告について、

- (1) 報告方法の電子化（紙での提出から、共通申請サービス等による提出へ）
- (2) 報告内容の変更（市町村別の食品廃棄物等発生量・再生利用実施量が必要に）
- (3) 報告内容の公表方法の変更

についてお知らせするものです。

定期報告を行う全ての食品関連事業者の方に関係するものですので、必ず内容を御確認ください。

#### 1 背景

食品リサイクル法等に基づき、前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上である食品関連事業者は、毎年度6月末日までに、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用の状況等に関して主務大臣に報告（定期報告）しなければなりません。

令和元年7月の食品リサイクル法の政省令改正・新たな基本方針の公表に伴い、今後の定期報告について、以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

※なお、本変更については、令和元年5月以降に各地方農政局等で開催された定期報告に関する説明会等において既にお伝えしてきたところですが、今般、報告の電子化手法を含めて改めて御連絡するものです。

#### 2 変更の開始年度

・令和元年度分として、令和2年6月末までに提出するものから対象となります。

（令和元年度分：平成31（2019）年4月～令和2年（2020）年3月実績）

・なお、「3-（1）報告方法の電子化」については、主に、令和元年度分（令和2年6月末提出）の報告方法についてお知らせしています。

### 3-(1) 報告方法の電子化について

#### 【ポイント】

- ・食品リサイクル法の定期報告に係る省令の改正に伴い、定期報告の電子化を行います。
- ・令和元年度分（令和2年6月末提出）の定期報告の提出は、
  - ①「農林水産省共通申請サービス」のファイルアップロード機能による報告
  - ②電子メールへのファイル添付による報告のいずれかを基本とします。
- ・ただし、令和元年度分は、上記の①又は②による報告が困難である場合には、従来どおり、必要部数の送付による提出も可能とします（→P3「留意点」を御確認ください）
- ・なお、令和2年度分以降は、「農林水産省共通申請サービス」の申請画面上での報告を基本とする方向で調整を行っています。

#### 【令和元年度報告の電子化手法】

##### ① 農林水産省共通申請サービスのファイルアップロード機能による報告

（【別紙1】も御確認ください）

- ・農林水産省では、行政手続等のオンライン化に向けて、補助金・交付金の申請、法令に基づく申請等の農林水産省関係の様々な手続を一元的に対応できる共通申請サービスの開発を行っています。
- ・事前に、本サービスの利用に必要な「gBizID（プライム又はメンバー）」を取得したうえで、本サービスを利用して、定期報告様式（エクセルファイル）をアップロードして提出（報告）いただく方法です。
- ・本報告方法は、令和2年4月13日から利用可能となっています。

※gBizIDとは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

農林水産省共通申請サービスの利用に当たっては、gBizID プライム又はメンバーへの登録が必要となります。gBizID の登録等に関する詳細は、以下ホームページを御確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※①による報告を選択した場合、同封の「電子メールによる定期報告用 ID・パスワード」は利用しません。

## ② 電子メールへのファイル添付による報告（【別紙2】も御確認ください）

・このお知らせの宛名用紙には、貴社（貴者）専用の

**「電子メールによる定期報告用 ID・パスワード」が記載**されています。

・定期報告様式（エクセルファイル）に、この「ID・パスワード」を設定したうえで、電子メールにファイルを添付して提出（報告）いただく方法です。

※同封の「ID・パスワード」の設定は、セキュリティ面はもとより、メールの送信者が当該事業者様であることを確認することにもつながりますので、必ず設定してください。なお、設定がない場合、再度の提出をお願いすることとなります。

※令和2年度分（令和3年6月末提出）の定期報告以降は、「農林水産省共通申請サービス」の申請画面上での報告を基本とする方向で調整を行っていますが、「電子メールによる定期報告用 ID・パスワード」は、令和元年度分（令和2年6月末提出）の定期報告の提出以降も、大切に保管してください。

### 【留意点】

上記の①又は②による報告が困難である場合、従来どおり、必要部数の送付による提出も可能としますが、以下の点にご留意ください。

①用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

②定期報告書様式（1枚目）の「氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）」欄の横に、「代表者印」の押印をお願いいたします。

③令和2年度分（令和3年6月末提出）の定期報告以降は、「農林水産省共通申請サービス」の申請画面上での報告を基本とする方向で調整を行っておりますので、次年度以降の対応について、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

### 【報告の流れ（予定）】

○令和2年4月：農林水産省ホームページに、以下を掲載

- ・「定期報告様式（エクセルファイル）」（①、②、紙送付共通）
- ・「提出先メールアドレス」（②電子メール報告の場合に利用）

○令和2年4～6月：令和元年度分の定期報告の提出期間（提出メ切：6月30日（火））

※「①農林水産省共通申請サービスのファイルアップロード機能による報告方法」は、4月13日から利用可能となっています。

また、農林水産省ホームページに、「①農林水産省共通申請サービスのファイルアップロード機能による報告方法」のマニュアルを掲載しています。

【定期報告に関する農林水産省ホームページ】

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s\\_houkoku/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html)

### 3-(2)及び(3)報告内容及び公表方法の変更について

・食品リサイクル法の定期報告に係る省令の改正等に伴い、定期報告の報告内容について、変更します。また、国による定期報告の公表方法を変更します。

・令和元年度分(令和2年6月末提出)の定期報告から、

- ①食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量について、「市町村毎」の記載が必要
- ②「きのこ菌床」が新たに再生利用手法となり、都道府県・市町村毎の再生利用実施量が必要
- ③「判断の基準となるべき事項の遵守状況」の項目が変更・追加
- ④「情報提供の方法」についての記載が必要
- ⑤国による定期報告の公表方法が変更(公表対象の拡大、公表条件の変更)となりますので、必ず、事前に内容を確認してください。

・詳細は、【別紙3】を御確認ください。

#### 【参考】

・食品リサイクル法

：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)

・食品リサイクル法関係法令における定期報告に関する規定

：食品リサイクル法第9条第1項、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令」(平成13年政令第176号)第4条及び「食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令」(平成19年11月30日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号。以下「定期報告省令」という。)に基づき、当該年度の前年度において食品廃棄物等の発生量が100トン以上である食品関連事業者は、毎年度6月末日までに、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用の状況等に関して主務大臣に報告しなければならない。

#### 【問合せ先】

農林水産省食料産業局  
バイオマス循環資源課食品産業環境対策室  
担当者：岸田、長谷部、岡田、三浦  
ダイヤルイン：03-6744-2066  
メール：loss-non@maff.go.jp